



Title	2020年の核兵器問題：冷戦後15年間の展開と2020年への展望
Author(s)	山田, 康博
Citation	アジア太平洋論叢. 2006, 16, p. 81-106
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100030
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

2020年の核兵器問題

－冷戦後15年間の展開と2020年への展望－

山 田 康 博*

はしがき

本論文の目的は、2020年の国際社会がその解決を課題としているであろう核兵器にかかわる問題がどのようなものとなっているのか、を推測することである。現在の2006年は、1989年から1990年に急速に実現した冷戦終結と、推測しようとしている年である2020年との間のほぼ中間の時点に位置している。冷戦終結後から現在に至るおよそ15年間における核兵器問題の展開は、2020年の核兵器問題を推測する基盤を提供する。

冷戦期における核兵器の問題に対する国際社会の関心のありかたは、冷戦終結後のそれから大きく変化した。冷戦期において国際社会は、米ソ両大国間の核戦争の危険性に最も高い関心をもっていた。冷戦終結後しばらくは、核軍縮に国際社会は大きな関心を寄せたものの、1998年5月のインドとパキスタンによる核兵器の爆発実験以後は、核不拡散の問題、とりわけアメリカが「ならず者国家」と呼んだ国々やテロ組織への核拡散の問題へと、国際社会とりわけアメリカの関心は大きく移っていったのである。

そのような変化を象徴的に示しているのが、「第二核時代」論の登場である。論者によって「第二核時代」という概念の意味内容が異なるものの、冷戦終結後の国際構造の変化にともなって核兵器をめぐる国際関係に大きな変化が起こり核不拡散の問題が重要な課題となったとする点で、「第二核時代」論を提唱する論

* 大阪外国語大学 アメリカ講座

者たちの認識は一致している⁽¹⁾。

しかし、核不拡散の問題だけが、核兵器をめぐる国際社会の課題ではない。核軍縮は依然として国際社会の重要な課題として残されている。2006年1月の時点で世界全体にはおよそ2万7千発の核弾頭が依然として存在しており、アメリカとロシアがそのほとんどにあたる2万6千発の核弾頭を保有している。両国が保有する核兵器は次のような構成になっている。アメリカは戦略核弾頭を5235発（そのうち215発は「活性」状態にある予備弾頭）、「非」戦略核弾頭を500発、そして実戦配備から外されて「備蓄」されている核弾頭（戦略／「非」戦略の両方と、「活性」状態／「不活性」状態の両方とがある）を4225発、合計9960発の核弾頭を保有している。他方ロシアは、戦略核弾頭を3500発、「非」戦略核弾頭を2330発、そして実戦配備から外されて「備蓄」されている核弾頭（戦略／「非」戦略の両方と、「活性」状態／「不活性」状態との両方がある）を10170発、合計16000発の核弾頭を保有している⁽²⁾。核兵器保有国とりわけアメリカとロシアの核軍縮が急務であり、さらには核兵器への依存からの脱却と核兵器廃絶の実現が21世紀の国際社会の課題である。核不拡散の問題にだけ関心を集中することは、より大きな目標である核兵器撤廃から目をそらすことになりかねないだろう⁽³⁾。

アメリカとロシアの核兵器保有数が全体の中で突出しているとはいえ、核戦力においてアメリカがロシアを圧倒的な優位にたっている。冷戦終結後ロシアの核戦力は、大幅な実戦能力の低下をみた。いくつか例をあげると、ロシアは戦略核ミサイル搭載の潜水艦を9隻保有しているが、2000年以降は1年につきのべ2回（1隻が2回または2隻が1回ずつ）の作戦航海しか実施していない（ロシアは1990年には1年につきのべ60回の作戦航海を実施していた。アメリカは現在でも1年につきのべ40回の作戦航海を実施している）。それは、ロシアの9隻の戦略核ミサイル搭載の潜水艦のほとんどが、常に港に停泊していることを意味するとともに、潜水艦を運行するための訓練不足が深刻であることを示している。またロシアの格納庫に配備されたICBMの8割以上が、設計寿命をすでに超えている。これに対してアメリカは冷戦終結後、核兵器の量は大幅に削減したものの、高い質と機能を維持してきた。もはやアメリカは、ロシアと中国に対する先制第一撃能力をもっており今後も長期にわたってもち続けるだろう、といつても

過言ではない。このように、アメリカが核兵器独占の終わり以来初めて核戦力において他国に対して圧倒的な優位に立つことは、「相互確証破壊」の時代の終わりを意味し、それが国際社会の平和にとって不安定要因となるのかならないのか定かではない⁽⁴⁾。

以上のような冷戦終結後の核兵器をめぐる国際社会の大きな変化を踏まえて、本論文は、（1）米ロ間の核軍縮・核軍備管理、（2）多国間枠組みによる核軍縮・核軍備管理とくに核不拡散、そして（3）アメリカの核兵器政策・核戦略、という3つの側面のそれについて、まず最初に冷戦後15年間における展開を概観し、次に今後の15年間に起こる変化を予測して、2020年の世界がどのような核兵器にかかわる問題を課題とすることになるのかを推測してみたい。そして、推測される2020年の核兵器問題を軽減したり回避するために日本がとるべき政策を提言する。

1. 冷戦終結後15年間における核軍縮・核軍備管理の進展と停滞

（1）アメリカ＝ソ連（ロシア）間の核軍縮の進展

冷戦終結後15年間における核軍縮・核軍備管理の展開を振り返ってみると、最初の5年間には大きな進展があった一方で、次の10年間は核軍縮・核軍備管理への動きが停滞してしまった感がある。

冷戦終結直後の時期

最大の核兵器保有国であるアメリカとソ連（ロシア）の間で冷戦終結後に合意された核軍縮条約は、大幅な戦略核兵器の削減をもたらすはずのものだった。1991年7月に米ソがSTART I条約に調印した。START I条約（発効は1994年）は、厳しい査察・検証措置のもとで米ソにそれぞれ6000発ずつにまで戦略核兵器の弾頭数を削減するよう求めた（条約調印時に保有していた戦略核弾頭量の約4割削減を意味した）。同条約の発効から7年後の2001年12月までに米ロはその削減を実施した。またアメリカは1991年9月に、戦術核兵器の撤廃やICBMと戦略爆撃機の警戒態勢の解除を内容とする一方的な措置（大統

領イニシアティヴ〔P N I〕) の実施を宣言した。その直後にソ連も同様の一方的措置を取ることを表明した⁽⁵⁾。

START I 条約で合意したよりもさらに大きな戦略核兵器の削減を内容とするSTART II 条約に、アメリカとロシアが1993年1月に調印した（ソ連は1991年12月に崩壊して12の共和国に分裂した。そのうちロシアだけがソ連の核兵器を引き継ぎ、ウクライナなど3つの共和国は領土に配備されていた核兵器をロシアに返還または解体した）。同条約への調印により、米ロはそれぞれが保有する核弾頭数を2003年1月1日までに約3000～3500にまで削減すること、M I R V 化した（個別誘導できる複数の核弾頭を搭載した）ICBMを撤廃すること、ロシアの重ICBM（「投射重量」の大きなタイプのICBM）を全廃すること、などに合意したのだった⁽⁶⁾。

しかしSTART II 条約は、発効する見込がない。ロシアは、自国の国内問題やN A T O の影響力拡大への懸念などから同条約の批准に遅れ、2000年4月になってようやくSTART II 条約を批准した。アメリカは1996年1月にSTART II 条約をすでに批准したが、その後ロシア議会が同条約が発効するための条件とした諸文書の批准を行なっていない。ロシア議会がアメリカによる批准を条件とした諸文書には、1997年に米ロが合意したABM制限条約に関連する米ロ間の合意（「ディマークエーション合意」）が含まれており、それはアメリカによるミサイル防衛計画の推進がABM制限条約に違反してロシアの利益を損なうことを懸念したロシア議会の意向を反映していた。2002年6月にアメリカがABM制限条約から脱退したことで、ロシア議会が求めた条件は満たされる見通しが全くくなってしまい、START II 条約が発効する見込は今のところ全くない。このような理由から、START II 条約が発効後ただちに開始されることになっていた次のSTART III 条約の締結に向けた米ロ間の交渉は、停滞を余儀なくされた⁽⁷⁾。

米ソ（ロ）間の核軍縮が、冷戦終結後の数年間はSTART I 条約や大統領イニシアティヴの実施によって著しい進展をみせたもののその後停滞していったのは、どのような理由からなのか。ロシアによるSTART II 条約批准の遅れにより、START III 条約の締結に向けた交渉が始められなかつたことのほ

かに、冷戦終結がもたらしたモメンタムの弱まりとアメリカの核抑止戦略への依存の再確認もその要因として挙げられる。

冷戦の終結という多くの人には予測できなかつた事態が起こり、しかもそれが急速に実現したことは、冷戦がもたらしていた核兵器が与える脅威を減らす機運を大きく高める効果をもたらした。1991年9月と10月に、アメリカとソ連の両大統領が相次いでとった一方的な核軍縮措置は、冷戦終結がもたらしたモメンタムが生みだした最大の成果であると言ってよいだろう。それらの一方的措置の中に、ICBMと戦略爆撃機の警戒態勢の解除が含まれていた。それは、冷戦期の米ソ両国の核戦略態勢が偶発核戦争の危険と背中合わせの危険な状態にありつづけたことからの脱却が、米ソにとって急務であったことを意味していた。

アメリカによる核抑止戦略への依存

しかし、1994年にアメリカが冷戦後の戦略核兵器の位置づけを公式に行ない、核戦力の役割を重視する方針を再確認したことが、米ロ間の核軍縮を停滞させる一因となる。同年1月に発表された1994年度の『国防報告』は、「抑止がアメリカの国家安全保障戦略の中心にとどまりつづける」とする方針を示した⁽⁸⁾。また、冷戦終結によって生まれた新しい国際環境におけるアメリカの核戦略態勢のありかたを検討した「核態勢再検討報告（NPR）」が、同年9月にクリントン大統領の承認を得た。この「核態勢再検討報告」は、START II条約で米ロが合意した核戦力の規模が妥当なものであるとして追認し、その条約の定めた戦略核弾頭数3000～3500発という枠の中で、次のような戦略核戦力の構成がアメリカの安全保障にとって今後も維持されるべきだとした。

SLBM…SLBM搭載潜水艦14隻。それぞれにD-5トライデント・ミサイル（1基につき5弾頭）を24基ずつ配備する。

戦略爆撃機…核・非核両用のB-2戦略爆撃機（自然落下爆弾を装備）が20機、核・非核両用のB-52戦略爆撃機（巡航ミサイルを装備）が66機（後に76機に修正された）。B-1戦略爆撃機を非核専用とする。

ICBM…500基のミニットマンIII（単弾頭）⁽⁹⁾。

戦略核戦力による核抑止をアメリカの安全保障戦略の中心に据え続けていく根拠として、次のような理由づけがされた。

1. 唯一の超大国としてアメリカが他国に優越した立場を保持する必要性がある。アメリカの軍事態勢が、他国が核兵器などの大量破壊兵器を開発するかあるいは開発をあきらめるかの態度を決定する上で、重要な影響を及ぼす。
2. 旧ソ連諸国の核軍縮が進むかどうか不確定である。また、核軍縮をしないまま再び権威主義的でアメリカに敵対的な体制が、旧ソ連諸国に生まれるかもしれない。仮にSTART IIに定められた核軍縮が順調に達成されても、ロシアは大きな核戦力を保有していることになる。
3. アメリカの好みない政府が核兵器を保有する脅威に対して、アメリカはその安全を軍備管理交渉だけに頼ることはできない。
4. 核戦力はアメリカのNATO同盟に対する政治的・軍事的なコミットメントの証しとなる⁽¹⁰⁾。

このようにクリントン政権は、核軍縮や核拡散をめぐる不確定な国際状況に対する「保険」としてのアメリカの戦略核戦力の役割を強調する考えに立ち、ロシアがアメリカにとっての脅威となる可能性に変化がない限りは、START II条約からさらに踏み込んで戦略核戦力の削減は行なわないという政策を、1994年までに固めたのだった。このようなクリントン政権の政策が、ロシアによるSTART II条約批准の遅れとともに、START II条約締結以降の米ロ間の核軍縮の停滞を招く一因となった。

ブッシュ（子）政権

アメリカとロシアが1993年1月にSTART II条約に調印してから8年がすぎた2001年1月に第43代大統領の座に着いたブッシュ（子）大統領は、9・11同時多発テロ直後の2001年12月に新たな「核態勢再検討報告」を議会に提出した。それは、1994年の「核態勢再検討報告」が述べたアメリカの戦略核戦力の構成を追認し、何らの変更も加えていなかった⁽¹¹⁾。

ブッシュ（子）政権は、START交渉に代わる新たな枠組みの中で米ロ間

の核軍縮交渉を進めることとした。その成果が、2002年5月に米ロが署名した戦略攻撃力削減条約（SORT条約、別称モスクワ条約。発効は2003年6月）である。同条約への調印により米ロ両国は、それぞれが保有する戦略核弾頭数を2012年末までに1700～2200にまで「削減」することに合意したのだった。しかし、従来の核軍縮条約とは異なってこの条約の実施は、「削減」される核弾頭のすべてが「廃棄」されることを意味していない。この条約に基づいて「削減」される核弾頭はミサイルなどの運搬手段から取り外されはするが、それらの一部は「備蓄」の状態に置かれ、将来必要とされる場合には短期間で実戦使用可能な核弾頭へと復元できる状態で保管されることが意図されているからである。アメリカは、約4000発の戦略核弾頭を「削減」することになるが、そのうち実際に廃棄するのは1600発程度で、残りの2400発は将来の再配備に備えて「備蓄」する見通しだという。この点で戦略攻撃力削減条約は、大きな抜け穴をもつ核「軍縮」条約となっているのである⁽¹²⁾。

ブッシュ政権が戦略攻撃力削減条約によって戦略核弾頭数をさらに1700～2200にまで削減することに踏み切った前提には、アメリカのロシアに対する核戦力における圧倒的な優位の確保があった。ロシアは、経済力・財政能力の低下により保有している核戦力の現状維持すら困難であり、「備蓄」できる核弾頭数はアメリカよりもずっと少ない。これに対してアメリカは、必要とあればロシアとの間の核軍縮条約を破棄して「備蓄」している戦略核弾頭を再び実戦化することによって、ロシアを圧倒する核戦力を構築することが可能である。表面的には米ロ均衡を内容とする戦略攻撃力削減条約は、「備蓄」という抜け穴をもつことによって、アメリカのロシアに対する核戦力における圧倒的な優位の確保を可能とするものであり、それだからこそブッシュ政権は同条約に調印したのだった⁽¹³⁾。

（2）多国間枠組みによる核軍縮・核軍備管理

米ソ（ロ）間の核軍縮が進展と停滞をみた間に、国際社会ではより包括的な多国間の核軍縮へ向けた取り組みと国際世論の高まりがみられた。ヒロシマ・ナガサキの悲劇からちょうど50年を迎えた1995年にノーベル平和賞を受けたのが、核

兵器廃絶に向けて積極的に取り組んできたパグウォッシュ会議だったことは、国際社会の核軍縮への要求と期待を反映していた。その10年後の2005年にはIAEA（国際原子力機関）が同賞を受賞する。

ＣＴＢＴ

国際社会のより包括的な多国間の核軍縮へ向けた取り組みの成果としてまず挙げられるのが、1996年に国連総会が採択した包括的核実験禁止条約（CTBT）である。部分的核実験禁止条約にアメリカ、ソ連、イギリスの3カ国が調印してから30年以上が過ぎた1994年に、「軍縮会議（CD）」を舞台としてCTBTの交渉が正式に始まった。交渉の最終段階でインドが、同条約が主権の侵害にあたるとして反発を強めたために、軍縮会議におけるCTBTの調印は実現できなかった。その数カ月後の同年9月に国連総会がCTBTを採択し署名のために開放した。2006年4月30日までに176カ国が同条約に署名し、132カ国が批准している。しかし、CTBTの「実効性」には大きな問題がある。第一に、インド、パキスタン、北朝鮮などの後発の核兵器保有国や核兵器開発の疑いがある国が、2006年4月30日現在で未署名である。第二に、アメリカ議会が1999年10月に批准を拒否したし、中国も未批准である。したがって第三に、CTBTは発効していないし発効する見込みは極めて低い。特定の44カ国が同条約に署名し批准することが同条約発効の条件となっているが、それら44カ国のうち中国、インドネシア、イスラエル、イラン、エジプト、コロンビア、アメリカが2006年4月30日現在で未批准であり、インド、パキスタン、北朝鮮は署名も批准も行なっていないからである⁽¹⁴⁾。

さらには、CTBTは爆発をともなう核実験を禁止しているが、爆発をともなわない「臨界前核実験」を禁止していない。CTBTに署名したアメリカは、1997年7月に最初の臨界前核実験を実施し、2006年8月には23回目の臨界前核実験を実施している。実験を禁止することによって核兵器の開発や改善を不可能なものにしようとするのがCTBTの達成しようとする目標の一つであり、臨界前核実験の実施はそのようなCTBTの目標と相入れない⁽¹⁵⁾。

CTBTは国連総会による採択から10年になるが、その目標をいまだ十分に達成できずにいるし、その見込みも低いと言わざるをえない。

核不拡散体制の強化と動揺

CTBTと並んで、国際社会が米ロ2国間の枠組みを超えたより包括的な多国間の核軍縮へ向けて取り組んだのが、核不拡散体制の強化だった。核不拡散条約の加盟国でありIAEAの保障措置も定期的に受けていたイラクが密かに核兵器開発を進めていたことが、1991年の湾岸戦争終結後に明らかとなった。また、1992年にIAEAの保障措置の受け入れに合意した北朝鮮に対してIAEAが査察を実施した結果、北朝鮮が核兵器の開発を秘密裏に進めているのではないか、という疑惑が生まれた。IAEAから「特別査察」の要求を受けた北朝鮮は、1993年に核不拡散条約からの脱退を宣言するが、後にそれを撤回する。これらのイラクと北朝鮮による核兵器開発またはその疑いが、核不拡散体制を強化する必要性を国際社会に痛感させたのだった⁽¹⁶⁾。

冷戦終結後の数年間は、核不拡散体制の強化が進められた。まず、IAEAの強化が模索され、その際とくに強調されたのがIAEAが「特別査察」を実施する権利だった。さらには、従来の保障措置の弱点であった核不拡散条約締約国が申告しなかった核物質や原子力活動に対する保障措置を強化するために、IAEAは「追加議定書」を1997年5月に公開した。この「追加議定書」により、IAEAの保障措置は大きく強化された（ただし同議定書を批准したのは2006年9月現在で、核不拡散条約締約国189カ国中73カ国にすぎない）。また、核不拡散条約への加盟国の増加が核不拡散体制の強化をもたらした。保有していた6発の核兵器を廃棄した南アフリカが、1991年に非「核兵器国」として核不拡散条約に調印した。翌1992年には、すでに核兵器保有国となっていたフランスと中国が「核兵器国」として核不拡散条約に調印する。1990年から1995年の間に、新たに38カ国が同条約に加盟し締約国は178カ国となつた⁽¹⁷⁾。

核不拡散体制を強化することを目的とする核不拡散条約の無期限延長が、それに賛成しない多くの国がありながらも、1995年に開催された同条約の再検討会議で決まっている。またその再検討会議では、核兵器の廃絶が「究極的目標」であることが合意された。ただし、核不拡散条約の無期限延長が確保されたことで「核兵器国」にはその特権的な地位に座り続けることが保証されたし、核兵器の廃絶が「究極的目標」とされたことで、核兵器の廃絶が時間的な枠組み

と具体性に欠ける抽象的な目標となってしまった。これらが、「核兵器国」に対して核軍縮を行なわせる圧力を弱め、1990年代半ば以降の核軍縮の停滞を招く一因となった⁽¹⁸⁾。

実際1990年代後半に多国間の枠組みとして合意に達した核軍縮・核軍備管理条約には、CTBTと東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）（1995年12月調印、1997年3月発効）そしてアフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）（1996年4月調印、未発効）があるのみである⁽¹⁹⁾。

2000年に開催された核不拡散条約再検討会議では、「新アジェンダ連合」（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7カ国からなる）による核兵器廃絶の「明確な約束」の要求を「核兵器国」が受け入れた。1995年の再検討会議で核兵器廃絶を「究極的目標」とした合意と比較するならば、2000年の再検討会議で「核兵器国」が核兵器廃絶の「明確な約束」をしたことは、大きな前進である。同会議ではまた、13項目におよぶ核軍縮へ向けての具体的な措置についても合意が形成された。しかしながら、これらの核軍縮措置の実行という点ではこれまでのところみるべき成果がないか、米ロが調印した戦略攻撃力削減条約のように軍縮としての意義が疑わしい成果しかあげられていない。2005年に開催された次の核不拡散条約再検討会議は、最終文書を採択することなく閉幕し、成果をあげることに失敗して終わっている⁽²⁰⁾。

1998年のインドとパキスタンによる核爆発実験

核不拡散体制の強化（およびCTBT締結）により核不拡散の未来に明るい見通しをもちはじめていた国際社会は、1998年に大きな衝撃を受ける。同年5月にインドとパキスタンが、相次いで核爆発実験を実施したからである。インドによる核爆発実験は、「平和的核爆発」とインド自らが呼んだ1974年の核実験以来初めてのものだった。インドとパキスタン両国による核実験は、核不拡散体制がもつ弱点を改めて浮き彫りにするとともに、CTBT締結によって核不拡散体制のもつ意味が変化したことを示していた。

第一に核不拡散体制がもつ弱点は、その目標を達成することに失敗したこと

にあらわれている。核不拡散体制の目標は、インド、パキスタン、イスラエルなどのいわゆる「潜在的核保有国」が現実に核兵器を保有することを防止することだった。しかしこれら3国は核不拡散条約に署名しておらず、同条約の適用を受けない。核不拡散体制は核不拡散条約に署名せず核兵器保有をめざす国に対しては有効性が低い、という弱点をもっているのであり、インドとパキスタン両国による核爆発実験はその弱点をさまざまと示すものだった。将来インド、パキスタンそしてイスラエルが核不拡散条約に加入することがあるとすれば、同条約が定める「核兵器国」としてではなく、核兵器をもたない国として加盟しなければならない。つまりこれら3国は、保有している核兵器を廃棄しなければならないのである。そのような条件をこれら3国が受け入れる見通しは全くないので、インド、パキスタンそしてイスラエルが核不拡散条約に加入する可能性はほとんどない⁽²¹⁾。

第二に、CTBT締結による核不拡散体制の変化である。インド、パキスタン、イスラエルが核不拡散条約に加入する見込みはほとんどないが、これら3国がコンピューターを使ったシミュレーションによる核実験の技術を持った上でCTBTに調印することは考えられるし、実際イスラエルはCTBTに署名している。コンピューターを使ったシミュレーションによる核実験の技術を持つ「核兵器国」とそうではない国々という2つのグループに世界を再編し、核不拡散条約に代わってCTBTが最も重要な意味をもつ核不拡散体制へと、CTBT締結によって核不拡散体制が変化した（少なくともアメリカはそのように見ているかもしれない）。CTBTは、アメリカをはじめとする5「核兵器国」による核爆発実験を通じての質的な核兵器能力の向上の阻止をもともとめざすものだったが、条約作成交渉の過程でしだいに核不拡散という目的が前面に出されてくることとなった。核兵器をもたない国に核爆発実験を禁止することによって核兵器の保有を断念させようとしたのである。しかしながら、アメリカをはじめとする5「核兵器国」が核爆発実験を行なわなくとも、コンピューターを使ったシミュレーションや臨界前核実験によって質的な核兵器能力の向上をはかることが可能となっている、と考えられる。事実、アメリカは臨界前核実験によって核弾頭の試験を実施しているし、フランスや中国がCTBT調

印の直前に駆け込みで核実験を実施した目的は、コンピューターを使ったシュミレーションのために必要なデータを集めることだった、と言われている。核不拡散条約が核兵器を持つ国と持たない国との間に明示的に大きな差別を設けているのと同じように、CTBTはシュミレーション技術を持つ国と持たない国との間に大きな差をもたらす結果となることを暗黙的に認めた条約である、と言ってよい。インドとパキスタン両国による核実験がシュミレーション能力を両国に与えたとすれば、他の「核兵器国」(とくにアメリカ)が核不拡散条約に署名していない両国をCTBT体制下での事実上の「核兵器国」として受け入れる可能性がある(後述するように、2006年3月に締結された米印協定によってアメリカは実際に、インドを事実上の「核兵器国」として認めた)⁽²²⁾

北朝鮮による核兵器開発の疑惑

1993年に核不拡散条約からの脱退を一時宣言した北朝鮮のその後の核兵器開発に関連した動きは、国際社会に大きな波紋を投げかけ続けてきた。2002年10月にアメリカ政府は、北朝鮮を訪問したアメリカ政府の高官に対して北朝鮮が核兵器開発を認めた、と発表した。北朝鮮は2003年1月に、核不拡散条約からの脱退を再び宣言し(この脱退宣言は撤回されていない)、4月には核兵器の保有をアメリカに通告した。さらに2005年2月には核兵器の製造を行なったことを初めて公式に宣言し(実際に核兵器を保有しているかどうかは不明である)、さらに2006年10月には核実験を行なう意思を公表した。

こうした一連の北朝鮮による核兵器の開発と保有の宣言は、国際社会の警戒感を強めることとなった。六者協議が2003年8月から北京で開催されるようになった。他方では、1993~1994年の危機の後北朝鮮に軽水炉の原発を提供する目的で1995年に朝鮮半島エネルギー機構(KEDO)が設立されていたが、アメリカ、日本、韓国、EUからなる同機構理事会は、2005年11月に同機構の廃止を決定した。

核兵器の闇市場の発覚

2004年2月に核兵器の闇市場の存在が明らかになったことは、世界中に大き

な衝撃を与えた。パキスタンの「核開発の父」と呼ばれるア卜ドル・カディール・カーン博士が、リビア、イラン、北朝鮮の3カ国に対して核兵器技術と核兵器関連物資を提供した、と告白したのだった。いわゆる「カーン・ネットワーク」を通じての核拡散は、核不拡散体制が不完全であることを改めて示した⁽²³⁾。

「カーン・ネットワーク」の発覚以降、輸出管理の強化などを通じた大量破壊兵器の不拡散の強化が模索されるようになる。2004年6月に開かれた先進国首脳会議（G8サミット）は、「大量破壊兵器不拡散行動計画」を発表した。アメリカはすでに2003年5月に、核兵器を含む大量破壊兵器関連物資の国際間の移動を「臨検」や「押収」によって阻止しようとする「拡散防止構想（P S I）」を提唱していたが、2004年5月の同構想1周年を記念する会合には60カ国以上の政府代表が参加するなど、同構想に参加する国が増加した⁽²⁴⁾。

（3）冷戦後15年間におけるアメリカの核兵器政策・核戦略

不拡散から「拡散対抗」へ

冷戦終結からおよそ5年間アメリカが最も重視した核兵器問題は、核不拡散とりわけ旧ソ連に存在していた核兵器の不拡散だった。ソ連解体後に核兵器を引き継いだ旧ソ連諸国は、財政状況の悪さから核兵器を維持・管理していく費用や条約で定められた核兵器の解体に必要な経費を捻出できる状況ではなかった。そこでアメリカは、ソ連解体直前の1991年11月にナン=ルーガー法を制定して、それらの旧ソ連諸国への核不拡散と核兵器削減を目的とする資金援助や人的・技術的援助を通じた協調的脅威削減（CTR）に着手した⁽²⁵⁾。

1993年1月に発足したクリントン政権は、旧ソ連諸国における核兵器の管理と解体の問題だけではなく、核兵器を含む大量破壊兵器の不拡散の問題に対応するために、「拡散対抗」という積極的で場合によっては攻撃的な政策を採用した。「拡散対抗」政策がめざしている目標には、まだ核兵器やその他の大量破壊兵器の開発や保有に至っていない国がそうするのを防ぐ（不拡散）ことにとどまらず、すでに核兵器やその他の大量破壊兵器を開発したり保有している国に対してそれらを放棄させることすら含まれている。アメリカはその目的の

ためには、必要であれば軍事力の行使すら辞さない姿勢を示した。具体的には、地下にあり破壊しにくい核兵器関連施設に対して使用する新型の地下貫通型核兵器の開発構想がある。クリントン政権の後を継いだブッシュ政権は、不拡散から「拡散対抗」のほうへと政策の重点を移し、軍事力を使用しての核兵器などの大量破壊兵器の排除を重視するようになった⁽²⁶⁾。

そしてクリントン政権と次のブッシュ政権は、核兵器などの大量破壊兵器やミサイルなどの運搬手段の開発・生産あるいは輸出をしているとアメリカがみなす国々を、「ならず者国家」、「悪の枢軸」（ブッシュ大統領が2002年1月に北朝鮮、イラン、イラクを指した）、「圧制の拠点」といった呼び名を使って、しばしば非難してきたのである。

アメリカ核戦略の変化と不変化

「拡散対抗」政策の採用は、アメリカの核戦略に対しても影響を及ぼした。クリントン政権は、核兵器による攻撃に対してだけではなく、生物・化学兵器による攻撃に対しても核兵器で報復する可能性があることを表明した。それは、生物・化学兵器による攻撃に対しても核兵器で報復する可能性を表明することによって生物・化学兵器などの大量破壊兵器の拡散を抑止しようとする、「拡散対抗」政策のあらわれであった。また、1997年にクリントン大統領が署名した大統領国防指令60号は、都市に対する報復攻撃の脅威を核抑止の根幹にしながらも、地下深くにある軍事施設などの堅く守られた目標に対する対兵力攻撃能力を維持していく方針を確認した。冷戦終結後もアメリカの核戦略は対軍事力目標設定を重視し続けており、その意味では冷戦終結前と後で変化はなかったといえる。「拡散対抗」政策は対軍事力目標設定からの変更を阻害する要因となっている⁽²⁷⁾。

2001年の9・11事件は、軍事的手段による「拡散対抗」政策の追求を一層強める結果となった。ブッシュ政権は、2001年12月に議会に提出した「核態勢再検討報告」の中で「新しい3本柱」という核戦略構想を打ち出した。翌2002年9月に発表した「国家安全保障戦略」では、「敵対的な行動に先んずるかまたは敵対的な行動を予防するために、必要があればアメリカは先制攻撃に訴える」

と述べて、「ブッシュ・ドクトリン」と呼ばれることになる先制攻撃戦略を明らかにしたのである⁽²⁸⁾。

ブッシュ政権が打ち出した核戦略は、ソ連を交戦国と想定していた冷戦期のそれとは大きく異なっている。「3本柱」とは冷戦時代には、ICBM、SLBM、戦略爆撃機という異なった運搬手段からなる戦略核戦力の3本柱を意味していた。ブッシュ政権の「新しい3本柱」とは、攻撃力（核・非核）、防衛、迅速対応能力であり、指揮・管制、情報、計画がこれらの「新しい3本柱」全体をつなぐものとして重視されている。「新しい3本柱」のもとでブッシュ政権は、核戦力とそれ以外の軍事力のこれまでにない高いレベルでの一体的な運用を目指すと同時に、核兵器を使用する可能性をより一層高くしようとしている。さらに「核態勢再検討報告」は、アメリカが核兵器を使用する相手国として、北朝鮮、イラク、イラン、シリア、リビア、中国、ロシアの7カ国を想定している。核攻撃の対象が多様化し大きく広がっているのが特徴的である。「ブッシュ・ドクトリン」と呼ばれる先制攻撃戦略は、先制攻撃を軍事戦略として少なくとも公式的には採用してこなかったアメリカの伝統からの決別を意味している⁽²⁹⁾。

このようなブッシュ政権の核戦略は、大きな問題をもっている。アメリカが核兵器を使用する相手国としてあげた7カ国の中、中国とロシアを除く5カ国は核不拡散条約に加盟している非「核兵器国」であり、アメリカが核不拡散条約に加盟する非「核兵器国」に対して行なってきた「消極的安全保障」の約束（その国が他の核兵器国と連携して攻撃をしてきた場合を除いてはその国に対して核兵器を使用しないという約束）と相入れない⁽³⁰⁾。そしてブッシュ政権の先制攻撃戦略では、軍事専門家や国際関係の専門家の間では区別されている「先制攻撃」と「予防攻撃」の区別が明確ではなく混同されている。また、先制攻撃戦略は挑発的な戦略であり、核兵器開発を防ぐよりも逆に促進する危険がある。2003年のイラクに対するアメリカとイギリスの侵略から北朝鮮やイランが学んだ「教訓」は、イラクが侵略されたのはイラクが核兵器をもつていなかつたからである、という「教訓」だったかもしれない。もしそうであるならば、アメリカから攻撃を受ける前に核兵器をもたなければならぬとして、

両国は核兵器の開発に拍車をかけるだろう⁽³¹⁾。

ブッシュ政権による「拡散対抗」と単独主義

ブッシュ政権による「拡散対抗」が同政権の「単独主義」と結びついた結果、ブッシュ政権は国際的な枠組みに基づく安全保障の追求から外れていった。事実アメリカは、イラクによる核兵器開発を理由として2003年3月にイギリスとともにイラクに侵略しセイレン政権を崩壊させた。2001年12月にはミサイル防衛(MD)を推進するうえで障害となっていたABM制限条約からの脱退をアメリカは公式に表明し、その半年後の2002年6月には脱退した。2006年3月にはブッシュ大統領がインドを訪れ、米印共同声明を発表している。米印両国は、インドの民生用原子力施設のみをIAEAの保障措置の対象とし軍事用の原子力施設はIAEAの保証措置の対象としないとする一方で、アメリカがインドに対して民生用の原子力技術を提供することに合意したのだった。この共同声明が示した方針は、核兵器の開発や保有を放棄させる代わりに原子力の平和利用を認める、という核不拡散条約体制の原則からインドを除外することにはかならず、アメリカが核不拡散条約に加盟していないインドを事実上の「核兵器国」として認めることを意味し、それはアメリカが現在の核不拡散条約体制を空洞化しようとするものである。この米印合意が実行に移されるためには、日本がそのメンバーになっている「原子力供給国グループ」が、原子力供給に関するガイドラインを変更するかまたはインドへ適用しないことを認める必要があるし、それに加えてアメリカが原子力法を改正する必要がある。2006年6月に開かれた「原子力供給国グループ」の年次総会では、米英仏ロが同合意を支持したが、日本、スウェーデン、ニュージーランドなどが慎重な立場を崩さず、米印合意に対する「原子力供給国グループ」からの支持の合意は形成されなかった⁽³²⁾。

2. 今後15年間に起こる変化

過去15年間を振り返ってみると、冷戦構造的な核問題群から「第二核時代」の核問題群への変化がみられた。「第二核時代」の核問題群は、核不拡散が大きな

課題となったこと、アジアや中東の国または非国家組織が重要なアクターとして浮上してきたこと、アメリカが核戦力における圧倒的優位に立ったこと、そして核軍縮が停滞したこと、などを特徴としている。さらに15年先となる2020年にわれわれが直面している核問題とは、どのような問題群になっているのだろうか。

(1) アメリカ＝ロシア間の核軍縮

アメリカとロシアがかかわる核軍縮には、2020年までに一定の進展がみられるだろう。両国が保有する核弾頭数は2006年1月現在の両国あわせて2万6000発から、2020年までに1万5000～2万発程度に減少するだろう。

アメリカとロシアは2002年5月に戦略攻撃力削減条約に調印して、それぞれが保有する戦略核弾頭数を2012年末までに1700～2200にまで削減することに合意している。同条約が失効する2012年末以降に効力をもつことになる新たな核軍縮条約に、米ロは合意する可能性がある。その新たな条約は、米ロそれぞれに1000～1500発の戦略核弾頭の保有を認めあうものになる可能性が高い。

しかし、「削減」される核弾頭のすべてが廃棄されるのではなく、「削減」される核弾頭の3分の1から3分の2は「備蓄」にまわされるだろう。実際戦略攻撃力削減条約には、米ロが「削減」する核弾頭を廃棄せずに「備蓄」しておくことを許す大きな抜け穴がある。アメリカが同条約に基づいて「削減」する約4000発の戦略核弾頭のうち、実際に廃棄するのは1600発程度で残りの2400発は将来の再配備に備えて「備蓄」する見通しである⁽³³⁾。ロシアが同条約に基づいて「削減」する戦略核弾頭をすべて廃棄するならば、同条約の実施によって実際に両国が廃棄する戦略核弾頭数は5400～5900発になるが、ロシアが「削減」する核弾頭を「備蓄」するならばそれだけ両国が廃棄する戦略核弾頭は少なくなる。米ロ間で新たに調印されるであろう2012年末以降に効力をもつことになる新たな核軍縮条約が、さらに合計1500発の戦略核弾頭の「削減」を定めるとしても、実際に廃棄されるのは（ロシアがどれだけ備蓄にまわすかによるが）500～1000発にとどまるだろう。

しかも、戦略核兵器以外の核軍縮の見通しは極めて暗い。戦略核弾頭以外にも

米ロは、「非」戦略核弾頭と実戦配備から外されて「備蓄」されている核弾頭を保有している。2006年1月現在でアメリカは、「非」戦略核弾頭を500発、実戦配備から外されて「備蓄」されている核弾頭を4225発保有している。他方ロシアは、「非」戦略核弾頭を2330発、実戦配備から外されて「備蓄」されている核弾頭を10170発保有している⁽³⁴⁾。戦略核弾頭以外の核弾頭を米ロはあわせて17000発以上保有しているのだが、それらの廃棄に向けた交渉は米ロ間で行なわれていない。維持できなくなった「非」戦略核弾頭と「備蓄」核弾頭のロシアによる一方的な廃棄によってしか戦略核兵器以外の核軍縮は進展しないだろう。ロシアが維持できずに廃棄する核弾頭は2020年までに数千発としか推測できない。

このようにみてくると、2020年までにアメリカとロシアの核軍縮に大きな進展はない、といわざるをえない。アメリカとロシアの両国が保有する核弾頭数は、2006年1月現在の両国あわせて26000発から、廃棄される戦略核弾頭6000発とロシアが維持できずに廃棄する数千発が減少して、2020年には15000～20000発になっているだろう。

（2）イギリス、フランス、中国の核軍縮

アメリカとロシア以外の「核兵器国」である、イギリス、フランス、中国の核軍縮も進展しないだろう。なぜならイギリスとフランスは、2020年には現在と同じ規模の核戦力を保有し、しかもフランスの核戦力は質的に改善すらされているだろう。また中国は2020年までに核軍拡を行ない、アメリカ本土を射程に入れるICBMを強化しているだろうからである。

イギリスは2006年1月現在で、200発弱の戦略核弾頭（うち予備核弾頭が40発）を保有している。運搬手段はすべて潜水艦発射の戦略核ミサイル・トライデントSLBMである。2015年までのイギリスの防衛力計画として1998年にイギリス政府が発表した『戦略防衛報告書（SDR）』は、4隻の戦略核ミサイル搭載潜水艦（常時1隻のみ作戦行動におく）に配備する核弾頭数を最大144発とし、予備の核弾頭数とあわせて保有する核弾頭数を200発以下とする、と述べていた。したがって、現在の保有量は『戦略防衛報告書（SDR）』が示した数字の枠内

にある。戦略核ミサイル・トライデントは2025年に退役時期を迎える予定なので、それまではイギリスは現有規模の核戦力の数を維持するだろう⁽³⁵⁾。

フランスは2006年1月現在で、およそ340発の戦略核弾頭（S L B M搭載288発と爆撃機搭載50発）と空母搭載の戦闘機を運搬手段とする非戦略核弾頭10発を保有している（空母に核兵器を配備しているのはフランスだけである）。フランスは1996年以降核軍縮を行ない、1994年に保有していた核弾頭数500発未満から現在のおよそ340発へと核弾頭数を減少させた。4隻からなる（當時3隻にのみ核ミサイルと核弾頭を配備する）戦略核ミサイル搭載潜水艦隊は2008年までに更新が完了する予定である。S L B MもM45（射程6000キロ）からM51（射程8000キロ）へと、2010年から更新される予定である。今後2020年までにフランスが核軍縮を行なう予定はない。したがってフランスは、2020年には現在と同じ規模だが質的に改善された核戦力を保有しているだろう⁽³⁶⁾。

中国は2006年1月現在で、およそ200発の戦略核弾頭（うち予備核弾頭が70発）を保有している。I C B M搭載20発、I R B M搭載60発、S L B M搭載12発と爆撃機搭載40発である。中国の核戦力とその強化計画については不明な点が多く、2020年の中国の核戦力を推測するのは困難である。しかし、東風I C B Mの強化とI C B MのM I R V化は、2020年までに達成しているだろう⁽³⁷⁾。

（3）多国間の枠組みによる核軍縮・核軍備管理・核不拡散のゆくえ

冷戦後の多国間の枠組みによる核軍縮・核軍備管理の大きな成果のひとつが、1996年に国連総会が採択したC T B Tだった。しかしC T B Tは、2020年になっても発効していないだろう。インド、パキスタン、北朝鮮がC T B Tに調印・批准するかどうかは予想がつかない。アメリカは、C T B Tを2020年までに批准しないだろう。「テロ」との戦争や「拡散対抗」に必要となる新型核兵器の開発のために核爆発実験の実施が不可欠となるかもしれない、その選択肢をアメリカは放棄しないだろうからである。

核不拡散条約を中心とする核不拡散体制は変質しているだろう。2002年以降北朝鮮とイランによる核兵器開発疑惑が大きな問題となってきた。北朝鮮は2005年

2月に核兵器の保有を宣言し、2006年10月には核実験を行なう意思を公言した。イラクとともに両国は、アメリカが「悪の枢軸」と名指しした国である。もし両国が核兵器を開発する意思をもっているとするならば、それを核不拡散条約を中心とする核不拡散体制が今後阻止できるかどうかによって、今後の核不拡散をめぐる国際社会の協力のありかたも変わってくるだろう。もしイランと北朝鮮による核兵器開発の阻止に失敗するならば、インドとパキスタンによる核兵器開発の阻止に失敗したとき以上に核不拡散体制への影響は大きいだろう。インドとパキスタンは核不拡散条約に調印していないが、イランと北朝鮮は核不拡散条約に調印し核不拡散条約を中心とする核不拡散体制に組み込まれていた国だからである（北朝鮮は2003年1月に同条約からの脱退を宣言した）。2020年までにイランが核不拡散条約から脱退している可能性を否定できないし、両国が核兵器保有国になっているかもしれない。2020年までの両国の行動を予測することはできないが、仮にそのような事態になれば、核不拡散条約のめざす核不拡散という目標は大きく変更されざるを得ないだろう。

アメリカが主導する「有志連合」といった形での多国間枠組みによる核軍縮・核軍備管理・核不拡散の動きが、核不拡散条約を柱とする核不拡散体制の枠組みの外で2020年までにさらに強まつてくるだろう。そのような多国間枠組みの代表的な例は、「拡散防止構想（P S I）」である。これに加わる国は増加しつつあり、2020年までに実効性はより高まっているだろう。アメリカを一方の当事者とする2国間の動きも、2020年までにさらにでてくるだろう。核不拡散条約に調印していないが核兵器を保有している国（パキスタンとイスラエル）に対して、2006年の米印合意のような2国間の取り決めによって、アメリカは核不拡散を強化しようと試みる可能性がある。

核不拡散条約を中心とする核不拡散体制は、そのような核不拡散体制の枠組みの外でのアメリカの試みによって大きな打撃を受けるだろう（この意味では、核不拡散体制のカギを握っているのはアメリカである）。核兵器を新たに保有した国をアメリカの国益やその国とアメリカとの関係によって、核不拡散条約を中心とする核不拡散体制の外で事実上の「核兵器国」としてアメリカが扱うことは、核不拡散条約を中心とする核不拡散体制をアメリカが無視することだからである。

これまでにもアメリカは、核不拡散をめぐる「二重基準」を批判してきた。イスラエルの核兵器開発は黙認しておきながら、北朝鮮などによる核兵器開発には厳しい対応を取っている、という「二重基準」である。2006年の米印合意のような、核不拡散条約に調印していない核兵器保有国を「核兵器国」として扱うような行為は、核不拡散条約に調印し「核兵器国」との間の差別を受け入れている非「核兵器国」の核不拡散条約に対する信頼を大きく損ない、核不拡散条約を中心とする核不拡散体制は大きな打撃を受けるだろう。

しかも、アメリカをはじめとする「核兵器国」は、2000年の核不拡散条約再検討会議で、核兵器を廃絶するという「明確な約束」をした。「核兵器国」がその約束の実行を怠り続けるならば、核不拡散条約を中心とする核不拡散体制への非「核兵器国」の信頼は低下せざるを得ないだろう⁽³⁸⁾。

このように、2020年の核兵器問題は、現在よりも複雑化しているだろう。2020年までに5「核兵器国」による核軍縮はほとんど進まない。したがって、とくにアメリカとロシアの保有する核兵器の削減が、2020年にも依然として大きな問題として残っているだろう。核不拡散条約を中心とする核軍縮・核不拡散体制は、アメリカが主導する新たな多国間の枠組みや2国間の取り決めなどによって存在価値が低下しているだろう。北朝鮮やイランが核兵器の開発に成功しているかもしれない。したがって、核不拡散条約を中心とする核軍縮・核不拡散体制の実効性の確保が、2020年には現在よりもさらに重要な課題となっているだろう。それに、アメリカがとっている核兵器による先制攻撃政策にも変更がない可能性が高い。2020年の国際社会は、今よりも困難な核兵器問題に直面しているだろう。

むすびにかえて－政策提言

2020年に国際社会が直面しているであろう核兵器問題をより困難でないものにしていくために、日本がとるべき政策をいくつか提言しておわりとしたい。

まず第一に日本は、アメリカにCTBTを批准するよう圧力をさらに強くかけるべきである。アメリカがCTBTを批准することがアメリカにとっても利益であることを、日本はアメリカに対して説得し続けるべきである。アメリカによる

ＣＴＢＴの批准は、ＣＴＢＴが効力をもつためにさらに必要な条件を大きく減らすことになる。

第二に、アメリカに対して先制攻撃戦略を放棄するよう迫ることである。国際社会の安全保障に対して、アメリカの自己中心的な世界観と行動がいまや大きな脅威となっている。その典型的な例が2003年のイラク侵略であった。アメリカが先制攻撃戦略を放棄することは、アメリカの侵略を恐れるがゆえに核兵器開発に向かう国をそうさせないことになるだろう。

第三に、日本がアメリカの「核の傘」から離脱することである。日本の安全保障を核兵器に依存しない方針を国際社会に対して示すことは、核兵器の役割を低下させ核兵器廃絶という「究極の目標」に国際社会を近づける意味をもつ。そうすることには、もうひとつの意味がある。アメリカの「核の傘」の下にいながら核兵器の廃絶を訴える日本政府の立場は説得力をもたない、としばしば指摘されてきた。日本がアメリカの「核の傘」から離脱することは、核兵器の廃絶を目標として掲げる日本の立場を国際社会の中でより受け入れられやすくするだろう。

そして第四に、「核兵器国」に対して核軍縮を進めるよう圧力をかけることである。「核不拡散」という目標には、「核兵器国」による核軍縮も含まれている。今後も核軍拡を続けるであろう中国と世界最大の核兵器保有国であるアメリカとロシアに対して、遲滞なき核軍縮を迫ることが、2020年に国際社会が直面するであろう核軍縮の必要性を少なくさせることになるだろう。

註

- (1) 山田浩「核拡散防止と核軍縮問題—『第2核時代』論について考える—」『修道法学』第28巻第1号、2005年9月30日、241-269頁。Paul Bracken, "The Second Nuclear Age," *Foreign Affairs* 79:1 (Jan./Feb., 2000), pp. 146-156; Keith B. Payne, *Deterrence in the Second Nuclear Age* (Lexington: The University Press of Kentucky, 1996), pp. 8-16.
- (2) 梅林宏道監修『イアブック「核軍縮・平和2006」—市民と自治体のために—』NPO法人ピースデポ、2006年、122-128頁。アメリカにはこれらの他に、核弾頭の主要構成部分を2つに分けて別々に保管する「戦略的予備」と呼ばれる核弾頭構成部分が約5000対あると言われている。『同書』124-125頁。
- (3) 川崎哲「核拡散—軍縮の風は起こせるか—」岩波新書、2004年。梅林宏道「『不拡散』ではなく『核軍縮』に舵を切れ」『世界』2003年9月号、104-117頁。

- (4) Keir A. Lieber and Daryl G. Press, "The Rise of U. S. Nuclear Primacy," *Foreign Affairs* 85:2 (March/April, 2006), pp. 42-54. 核兵器と国際平和の関係については、山田康博「核兵器は戦争を防止するか？－核抑止論批判－」磯村早苗、山田康博編『いま戦争を問う－平和学の安全保障論－』法律文化社、2004年、188-209頁。
- (5) Josiane Gabel, "The Role of U.S. Nuclear Weapons after September 11," *The Washington Quarterly* 28:1 (Winter 2004-05), pp. 181-195. 黒澤満『軍縮国際法』信山社、2003年、41-87頁。ローレンス・シャインマン（小林友彦訳）「米国の核政策と核軍縮政策」広島平和研究所編『21世紀の核軍縮－広島からの発信』法律文化社、2002年、99-132頁。黒澤満『核軍縮と国際平和』有斐閣、1999年、24頁。
- (6) 黒澤『軍縮国際法』41-87頁。
- (7) 黒澤『軍縮国際法』87-95頁。シャインマン「前掲論文」112-113頁。
- (8) *Annual Report by the Secretary of Defense to the Congress 1994*, p.58.
- (9) 「核態勢再検討報告」(1994年10月)については、<http://www.nukestrat.com/us/reviews/npr1994.htm> (2006年7月12日アクセス)。Janne E. Nolan, *An Elusive Consensus: Nuclear Weapons and American Security after the Cold War* (Brookings Institution Press, 1999), pp. 35-62; Wyn Q. Bowen and David H. Dunn, *American Security Policy in the 1990s: Beyond Containment* (Dartmouth Publishing Company, 1996), pp. 74-77.
- (10) *Annual Report by the Secretary of Defense to the Congress 1994*, pp. 57-63.
- (11) 「核態勢再検討報告」(2001年12月)の抜粋は、<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm> (2003年9月29日アクセス)。
- (12) 山田浩「米ロ間戦略核削減と『備蓄』問題－いわゆる『モスクワ条約』(S O R T)の意義を考える－」『広島平和科学』第26号、2004年、1-24頁。黒澤『軍縮国際法』96-122頁。『朝日新聞』2002年5月15日。
- (13) 山田「米ロ間戦略核削減と『備蓄』問題」13-19頁。
- (14) 梅林監修『イアブック「核軍縮・平和2006」』114-115頁。黒澤『軍縮国際法』237-259頁。浅田正彦「核実験の禁止と兵器用分裂性物質の生産禁止」広島平和研究所編『前掲書』409-424頁。
- (15) 黒澤『軍縮国際法』147-157頁。梅林監修『イアブック「核軍縮・平和2006」』129頁。
- (16) 核不拡散体制の発展については、Richard Butler, *Fatal Choice: Nuclear Weapons and the Illusion of Missile Defense* (Westview Press, 2001), pp. 45-74.
- (17) 山田浩「核拡散問題とその対策の多様性－とくに武力行使について考える－」『修道法学』第29巻第1号、2006年9月30日、11-49頁。菊地昌廣「国際保障措置強化に向けて」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』信山社、2004年、177-204頁。黒澤『軍縮国際法』151-153、169頁。核兵器をいったん保有しながらそれを放棄した南アフリカの事例や日本のようにその能力がありながら核兵器を保有しない国々の事例については、以下の研究を参照。杉田弘毅『検証 非核の選択』岩波書店、2005年、6-93、132-178頁。国末憲人「南アフリカの核廃棄」山田浩・吉川元編『なぜ核はなくならないのか－核兵器と国際関係－』法律文化社、2000年、141-156頁。タリク・ラウフ「カナダの非核・核軍縮政策」広島平和研究所編『前掲書』327-366頁。水本和実「日本の非核・核軍縮政策」『同書』367-388頁。神谷万丈「海外における『日本

- 核武装論』』『国際問題』No.426（1995年9月）59-73頁。Ariel E. Levite, "Never Say Never Again: Nuclear Reversal Revisited," *International Security*, 27:3 (Winter 2002/2003), pp. 59-88; T. V. Paul, *Power versus Prudence: Why Nations Forgo Nuclear Weapons* (McGill Queen's University Press, 2000). 南アフリカが保有していた核兵器は6発ではなく、実際には数十発あったとの報道がある。『朝日新聞』2005年4月11日。吉田文彦編+朝日新聞特別取材班『核を追う—テロと闘う世界—』朝日新聞社、2005年、89-90頁。
- (18) 黒澤『軍縮国際法』161-173頁。納家政嗣「核不拡散条約の恒久化と新たな課題」『国際問題』No.426（1995年9月）.2-15頁。
- (19) 非核兵器地帯については、杉江栄一『ポスト冷戦と軍縮』法律文化社、2004年、141-175頁、黒澤『軍縮国際法』281-327頁、小柏葉子「南半球の非核化—地域間協力の可能性」広島平和研究所編『前掲書』438-460頁。なお、2006年9月8日に旧ソ連領内に位置する5カ国が「中央アジア非核兵器地帯条約」に署名した。
- (20) 黒澤満「大量破壊兵器の軍縮と不拡散」磯村早苗、山田康博編『いま戦争を問う—平和学の安全保障論—』法律文化社、2004年、161-187頁。その後国連は、2005年9月の「世界サミット」の成果文書から核不拡散に関する部分の削除を余儀なくされたり、2006年7月には国連小型武器検討会議で決議や最終文書を残せないなど、軍縮分野で成果をあげることに失敗してきている。『朝日新聞』2006年7月9日。
- (21) 黒澤『軍縮国際法』269-274頁。
- (22) 吉田修「インド・パキスタンの核開発」山田・吉川編『前掲書』101-121頁。
- (23) 吉田編+朝日新聞特別取材班『前掲書』7-82頁。
- (24) 『同書』159-189頁。黒澤満編著『軍縮問題入門』（新版）有信堂、2005年、165-168頁。
- (25) Ashton B. Carter & William J. Perry, *Preventive Defense: A New Security Strategy for America* (Brookings Institution Press, 1999), pp. 65-82.
- (26) *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement* (The White House, February 1995), pp. 13-15. 吉田文彦「『拡散対抗措置』とブッシュ政権」黒澤編『大量破壊兵器の軍縮論』51-74頁。黒澤『軍縮国際法』218頁。
- (27) Lawrence Freedman, *The Evolution of Nuclear Strategy*, 3rd Ed. (Palgrave Macmillan, 2003), pp. 431-434. 山田浩『現代アメリカの軍事戦略と日本』法律文化社、2002年、288-291頁。シャインマン「前掲論文」101-107頁。Scott D. Sagan, "The Commitment Trap: Why the United States Should not Use Nuclear Threats to Deter Biological and Chemical Weapons Attacks," *International Security* 24:4 (Spring 2000), pp. 85-115; Eric Mlyn, "U. S. Nuclear Policy and the End of the Cold War," in T. V. Paul, Richard J. Harknett and James J. Wirtz (eds.), *The Absolute Weapon Revisited: Nuclear Arms and the Emerging International Order* (The University of Michigan Press, 1998), pp. 189-212.
- (28) 「核態勢再検討報告」（2001年12月）の抜粋は、<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm> (2003年9月29日アクセス)。『国家安全保障戦略』は、*The National Security Strategy of the United States* (The White House, September 2002)。引用は同

書 p. 15より。両文書については以下も参照。川崎『前掲書』96-106頁。黒澤『軍縮国際法』123-143頁。Charles Glaser and Steve Fetter, "Counterforce Revisited: Assessing the Nuclear Posture Review's New Missions," *International Security* 30:2 (Fall 2005), pp. 84-126; Jonathan Monten, "The Roots of the Bush Doctrine: Power, Nationalism, and Democracy Promotion in U.S. Strategy," *International Security*, 29:4 (Spring 2005), pp. 112-156; François Heisbourg, "A Work in Progress: The Bush Doctrine and Its Consequences," *The Washington Quarterly*, 26:2 (Spring 2003), pp. 75-88; Lawrence Freedman, "Prevention, Not Preemption," *The Washington Quarterly*, 26:2 (Spring 2003), pp. 105-114.

- (29) <http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm> (2003年9月29日アクセス)。
- (30) 川崎『前掲書』102頁。黒澤『軍縮国際法』140頁。
- (31) Heisbourg, *op. cit.*, pp. 75-88; Freedman, "Prevention, Not Preemption," pp. 105-114.
- (32) 梅林監修『イアブック「核軍縮・平和2006」』106-107、261-262頁。『朝日新聞』2006年6月3日。
- (33) 『朝日新聞』2002年5月15日。
- (34) 註(2)参照。
- (35) 梅林監修『イアブック「核軍縮・平和2006」』122-127、180-181頁。ジョン・シンプソン(石井宏子訳)「英国の核政策と核軍縮政策」広島平和研究所編『前掲書』168-99頁。
- (36) 梅林監修『イアブック「核軍縮・平和2006」』122-127頁。テレーズ・デルペシュ(繁沢敦子訳)「フランスの核政策と核軍縮政策」広島平和研究所編『前掲書』199-231頁。『朝日新聞』2006年11月11日。
- (37) 梅林監修『イアブック「核軍縮・平和2006」』122-127頁。
- (38) アメリカと核不拡散体制の将来の関係については、戸崎洋史「核兵器拡散問題の動向と課題」黒澤編『大量破壊兵器の軍縮論』101-126頁。

本論文は、2005年度大阪外国語大学特別研究Ⅱ「2020年におけるアジアの姿－地域横断的・学際的研究－」(研究代表五島文雄)の成果の一部である。

The Nuclear Threat in 2020

YAMADA Yasuhiro*

This paper aims to predict how the world would look like in 2020 as far as nuclear weapons are concerned. The threat of nuclear exchanges between the United States and the Soviet Union was the greatest concern during the Cold War. However, the perception of nuclear threat changed to a great extent in the post-Cold War era. Many in the world have come to see nuclear proliferation as the most serious nuclear threat in the post-Cold War “second nuclear age.” In order to predict how the world would look like in 2020, first, this paper examines developments in the first 15 years of the post-Cold War era with focus on three aspects: (1) nuclear disarmament and arms control between the United States and the Soviet Union/Russia; (2) multilateral agreements on nuclear disarmament and nuclear non-proliferation; and (3) the U.S. nuclear strategy and nuclear weapons policy. Then, this paper discusses the likely consequences of these developments, the nuclear threat the world would face in 2020. The prediction does not see the bright future. Nuclear weapons in 2020 will pose a greater and more complicated threat than they do now with new nuclear states, possibly Iran and North Korea, and with the weakened and less authoritative NPT regime, and with slightly less nuclear warheads than now in the hands of 5 “nuclear weapons states.”

* Division of America, Osaka University of Foreign Studies